

上富良野町シーズンステイ住宅事業実施要綱

令和2年2月19日制定

(目的)

第1条 上富良野町外に居住する者が一定期間、上富良野町での生活を体験するための住宅を提供し、交流人口の創出・拡大と地域の活性化、ひいては移住・定住促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) シーズンステイ住宅とは、上富良野町での生活体験を目的に中・長期的に滞在する民間賃貸住宅をいう。
- (2) 住宅所有者とは、シーズンステイ住宅台帳（別記様式第1号）に登録している、または登録しようとする住宅を所有する者をいう。
- (3) 利用者とは、第4条に定める要件をすべて満たし、シーズンステイ住宅を利用する者をいう。

(事務)

第3条 町がシーズンステイ住宅事業を実施する際は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) シーズンステイ住宅の募集及び登録に関する事務
- (2) シーズンステイ住宅の利用者の募集及び受付に関する事務

(利用者の要件)

第4条 第2条第1項第3号の定める要件とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 上富良野町外に居住していること。
- (2) 上富良野町に住民登録がないこと。
- (3) 成人であること。
- (4) 暴力団構成員でないこと。
- (5) 本要綱に定める事項に同意し、遵守する意思があること。

(住宅の登録)

第5条 住宅所有者は、その所有する住宅をシーズンステイ住宅に登録しようとするときは、上富良野町シーズンステイ住宅登録申請書（別記様式第2号）により、その所有する住宅に関する事項を明示し、外観、内観等の写真を添えて町長に登録を申請するものとする。

2 住宅所有者から登録の申請があったときは、町長は速やかに審査を実施し、シーズンステイ住宅に適していると判断される場合は、シーズンステイ住宅台帳に登録するものとする。

3 町長は、シーズンステイ住宅台帳に登録したときは、住宅所有者に上富良野町シーズンステイ住宅登録通知書（別記様式第3号）によりその旨を通知するものとする。

第6条 住宅所有者は、登録した住宅を利用者に利用させるときは、その利用が開始される前の日までに、生活するために必要な家具・家電等の物品、住宅を管理する

うえで必要な消耗品等を設置するものとする。

(登録の取り消し)

第7条 住宅所有者は、シーズンステイ住宅台帳に登録された住宅の登録を取り消そうとするときは、上富良野町シーズンステイ住宅登録取消申請書(別記様式第4号)により町長に登録取消の申請をするものとする。

2 登録された住宅が次の各号のいずれかに該当する場合は、第7条の登録を取り消すことができる。

(1) 登録内容に虚偽の事項があったとき

(2) その他登録が不適切であると認めるとき

3 町長は、前2項により登録を取り消したときは、上富良野町シーズンステイ住宅登録取消通知書(別記様式第5号)により登録を取り消した旨を住宅所有者に、登録を取り消した旨を通知するものとする。

(利用料)

第8条 利用者は、シーズンステイ住宅を利用するときは、シーズンステイ住宅の利用を開始する前までに住宅所有者に利用料を支払うこととする。ただし、住宅所有者があらかじめ退去時に精算するとした額は、退去時に支払うものとする。

(利用期間)

第9条 シーズンステイ住宅を利用できる期間は30日以上、6月以内とする。

(利用方法)

第10条 利用者は、シーズンステイ住宅の利用を希望するときは、上富良野町シーズンステイ住宅利用申込書(別記様式第6号)により町長に申し込むものとする。

第11条 町長は利用申込書を受理したときは、利用について調整し、その結果を上富良野町シーズンステイ住宅利用調整結果通知書(別記様式第7号)により利用者に通知するものとし、その利用者の氏名、住所、連絡先、利用する住居、利用期間等を上富良野町シーズンステイ住宅利用申込通知書(別記様式第8号)により当該住宅所有者に通知するものとする。

第12条 利用者は、利用を申し込み、その利用について町が調整した後に利用を取り止める事情が生じた場合は、速やかに町長へ申し出るものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めることのほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。